

令和元年 8 月 26 日

記 者 発 表 資 料

総 務 部
財 政 部

令和元年第4回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1. 予算議案 (4件)

- ① 令和元年度徳島市一般会計補正予算 (第2号)
- ② 令和元年度徳島市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)
- ③ 令和元年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
- ④ 令和元年度徳島市水道事業会計補正予算 (第1号)

2. 条例議案 (13件)

- ① 徳島市表彰条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めるについて
- ③ 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例を定めるについて
- ④ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑤ 徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市特定教育・保育施設の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑧ 徳島市立認定こども園条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑨ 徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑩ 徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑪ 徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑫ 消防事務手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑬ 徳島市消防団員の定数、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

3. 単行議案（12件）

- ① 平成30年度徳島市中央卸売市場事業会計欠損金の処理について
- ② 平成30年度徳島市水道事業会計利益の処分について
- ③ 平成30年度徳島市中央卸売市場事業会計決算の認定について
- ④ 平成30年度徳島市商業観光施設事業会計決算の認定について
- ⑤ 平成30年度徳島市水道事業会計決算の認定について
- ⑥ 平成30年度徳島市旅客自動車運送事業会計決算の認定について
- ⑦ 平成30年度徳島市市民病院事業会計決算の認定について
- ⑧ 市道路線の廃止について《4路線》
- ⑨ 市道路線の認定について《19路線》
- ⑩ 工事請負契約の締結について《四国横断自動車道周辺対策事業宮島江湖川橋（仮称）橋梁下部工事》
- ⑪ 財産の取得について《災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）2台》
- ⑫ 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

4. 報告（14件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：消防局警防課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：住宅課）》
- ⑬ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（交通事故：西部業務課）》
- ⑭ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》

5. 提出（2件）

- ① 平成30年度公社等の決算書の提出について
 - (1) 平成30年度徳島市土地開発公社決算書
 - (2) 平成30年度公益財団法人徳島市文化振興公社決算書
 - (3) 平成30年度公益財団法人徳島市公園緑地管理公社決算書
 - (4) 平成30年度公益財団法人徳島市地場産業振興協会決算書
 - (5) 平成30年度徳島都市開発株式会社決算書

- ② 平成30年度教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価に関する報告書の提出について

6. (追加提出予定議案等) ※開会日に追加提出予定のもの

※① 単行議案 (10 件)

- (1) 平成 30 年度徳島市一般会計決算の認定について
- (2) 平成 30 年度徳島市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- (3) 平成 30 年度徳島市食肉センター事業特別会計決算の認定について
- (4) 平成 30 年度徳島市下水道事業特別会計決算の認定について
- (5) 平成 30 年度徳島市奨学事業特別会計決算の認定について
- (6) 平成 30 年度徳島市土地取得事業特別会計決算の認定について
- (7) 平成 30 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- (8) 平成 30 年度徳島市介護保険事業特別会計決算の認定について
- (9) 平成 30 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について
- (10) 平成 30 年度徳島市職員給与等支払特別会計決算の認定について

※② 報告 (4 件)

- (1) 平成 30 年度徳島市一般会計継続費精算報告書
《幼保一体的運営施設整備事業等 計 3 件》
- (2) 平成 30 年度徳島市下水道事業特別会計継続費精算報告書
《北部浄化センター監視制御設備更新事業 1 件》
- (3) 平成 30 年度健全化判断比率の報告について
- (4) 平成 30 年度資金不足比率の報告について

※③ 提出 (1 件)

- (1) 平成 30 年度徳島市土地取得基金運用状況について

④ 人事議案 (3 件)

- (1) 公平委員会委員の選任について
- (2) 教育委員会委員の任命について
- (3) 教育委員会委員の任命について

⑤ 諮問 (3 件)

- (1) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (2) 人権擁護委員候補者の推薦について
- (3) 人権擁護委員候補者の推薦について

令和元年度 9 月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第 2 号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	20,068,476	19,735	20,088,211
16 県支出金	7,360,353	14,781	7,375,134
19 繰入金	1,059,724	19,506	1,079,230
21 市債	9,626,800	236,400	9,863,200
22 繰越金		69,478	69,478
歳入合計	100,050,985	359,900	100,410,885

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	7,621,239	33,095	7,654,334	11,717			21,378
3 民生費	47,693,581	8,099	47,701,680	8,099			
4 衛生費	9,591,990	18,600	9,610,590		18,600		
6 農林水産業費	1,099,415	31,257	1,130,672	10,257	21,000		
7 商工費	2,149,668	80,738	2,230,406	1,858	47,300	19,506	12,074
8 土木費	10,903,781	175,605	11,079,386	2,180	149,500		23,925
9 消防費	2,830,996	2,506	2,833,502	405			2,101
10 教育費	8,763,868	10,000	8,773,868				10,000
歳出合計	100,050,985	359,900	100,410,885	34,516	236,400	19,506	69,478

《歳出款別事業別》

◎ 総務費 【 33,095千円】

- (1) 旧文化センター跡地発掘調査費 17,935千円
- (2) スマホアプリ収納準備経費 1,365千円
- (3) 個人番号カード交付事業費 11,717千円
- (4) 印鑑登録証明システム改修費 2,078千円

◎ 民生費 【 8,099千円】

- (1) 地域密着型高齢者福祉施設開設準備費補助 4,524千円
- (2) 子ども・子育て支援システム改修費 3,575千円

◎ 衛生費	【 18,600千円】
(1) 公害試験室移転整備費	18,600千円
◎ 農林水産業費	【 31,257千円】
(1) 人・農地問題解決加速化支援事業費	1,257千円
(2) 土地改良施設改良費	30,000千円
◎ 商工費	【 80,738千円】
(1) 制度融資維持対策事業費	4,506千円
(2) 新産業振興施設（仮称）整備費	44,515千円
(3) 訪日外国人旅行者受入環境整備費	3,717千円
(4) 眉山山頂広場整備費	28,000千円
◎ 土木費	【 175,605千円】
(1) 県営事業負担金（道路・急傾斜地・港湾・街路）	164,467千円
(2) 下水道事業特別会計繰出金	6,777千円
(3) 公園便所洋式化事業費	4,361千円
◎ 消防費	【 2,506千円】
(1) 県救急安心センター事業負担金	1,291千円
(2) 消防団員装備等充実事業費	1,215千円
◎ 教育費	【 10,000千円】
(1) とくしまマラソン 2020 開催費補助	10,000千円
◎ 債務負担行為補正（追加）	
(1) 旧文化センター跡地発掘調査事業（限度額：13,940千円 期間：令和2年度）	
(2) 眉山山頂広場整備事業（限度額：42,000千円 期間：令和2年度）	

下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 繰入金	2,163,074	6,777	2,169,851
5 諸収入	10,029	502	10,531
6 市債	1,880,000	2,200	1,882,200
歳入合計	6,073,393	9,479	6,082,872

【歳出】

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 下水道費	6,063,393	9,479	6,072,872
歳出合計	6,073,393	9,479	6,082,872

令和2年度からの地方公営企業法の適用及び水道局との組織統合に伴い必要となる経費について
 所要の補正

◎ 下水道費 ----- 公営企業会計システム対応経費及び執務室移転経費 9,479千円

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

【歳入】

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 支払基金交付金	7,060,184	17,247	7,077,431
9 繰越金		899,510	899,510
歳入合計	27,008,290	916,757	27,925,047

【歳出】

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金	2,133	509,499	511,632
6 諸支出金	7,950	407,258	415,208
歳出合計	27,008,290	916,757	27,925,047

前年度決算に伴う精算措置について所要の補正

◎ 基金積立金 ---- 平成30年度決算に伴う財政調整基金の積立 509,499千円

◎ 諸支出金 ----- 平成30年度決算に伴う国支出金等の返還金 407,258千円

水道事業会計補正予算（第1号）

【収益的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用		5,104,404	21,261	5,125,665
	1 営業費用	4,396,301	21,261	4,417,562

- ◎ 営業費用 ----- 水道局庁舎整備に伴う水道料金等徴収システム移転経費及び
執務室移転経費 21,261千円

【資本的支出】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出		4,098,301	13,333	4,111,634
	1 建設改良費	2,622,881	13,333	2,636,214

- ◎ 建設改良費 ---- 水道局本庁舎解体設計費及び水道局庁舎整備に伴う執務室
移転経費 13,333千円

令和元年度 9月補正予算の概要

一般会計補正予算（第2号）

1	「つなぐ」まち・とくしまの実現……………【	8,099千円】
(1)	地域密着型高齢者福祉施設開設準備費補助	4,524千円
(2)	子ども・子育て支援システム改修費	3,575千円
2	「まもる」まち・とくしまの実現……………【	15,123千円】
(1)	県営事業負担金（道路・急傾斜地・港湾）	12,617千円
(2)	県救急安心センター事業負担金【新規】	1,291千円
(3)	消防団員装備等充実事業費	1,215千円
3	「おどる」まち・とくしまの実現……………【	296,141千円】
(1)	旧文化センター跡地発掘調査費	17,935千円
(2)	人・農地問題解決加速化支援事業費	1,257千円
(3)	土地改良施設改良費	30,000千円
(4)	制度融資維持対策事業費	4,506千円
(5)	新産業振興施設（仮称）整備費【新規】	44,515千円
(6)	訪日外国人旅行者受入環境整備費【新規】	3,717千円
(7)	眉山山頂広場整備費	28,000千円
(8)	県営事業負担金（街路）	151,850千円
(9)	公園便所洋式化事業費【新規】	4,361千円
(10)	とくしまマラソン2020開催費補助	10,000千円
4	行政運営機能の強化等……………【	40,537千円】
(1)	スマホアプリ収納準備経費【新規】	1,365千円
(2)	個人番号カード交付事業費	11,717千円
(3)	印鑑登録証明システム改修費	2,078千円
(4)	公害試験室移転整備費	18,600千円
(5)	下水道事業特別会計繰出金	6,777千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 旧文化センター跡地発掘調査事業

旧文化センター跡地における埋蔵文化財発掘調査について、令和2年度に完了払いを予定している仮設設備や重機のリース契約を令和元年度中に締結する必要があるため、債務負担行為の補正を行う。

限度額：13,940千円

期 間：令和2年度

(2) 眉山山頂広場整備事業

眉山山頂広場について、令和元年度から令和2年度までを工期として整備工事を実施するため、債務負担行為の補正を行う。

限度額：42,000千円

期 間：令和2年度

【一般会計予算総額】

補正前の額	補 正 額	計
100,050,985千円	359,900千円	100,410,885千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	平成30年度	令和元年度	増減額
9月 補正計上額	505,616	359,900	△ 145,716
9月 補正後予算額	98,697,947	100,410,885	1,712,938

下水道事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年度からの地方公営企業法の適用及び水道局との組織統合に伴い必要となる経費について、所要の補正を行う。

1 下水道費（徳島市下水道事業地方公営企業法適用推進事業費）

公営企業会計システム対応経費…………… 2,200千円

2 下水道費（徳島市上下水道統合推進事業費）

執務室移転経費…………… 7,279千円

補正前の額	補 正 額	計
6,073,393千円	9,479千円	6,082,872千円

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

前年度決算に伴う精算措置について、所要の補正を行う。

- 1 基金積立金（平成30年度決算に伴う財政調整基金の積立）……………509,499千円
- 2 諸支出金（平成30年度決算に伴う国支出金等の返還金）……………407,258千円

補正前の額	補正額	計
27,008,290千円	916,757千円	27,925,047千円

水道事業会計補正予算（第1号）

令和2年度からの上下水道事業の統合及び水道局庁舎整備に伴い必要となる経費について、所要の補正を行う。

【収益的支出】

- 1 営業費用（業務費）
 - 水道料金等徴収システム移転経費……………1,715千円
- 2 営業費用（総係費）
 - 執務室移転経費……………19,546千円

補正前の額	補正額	計
5,104,404千円	21,261千円	5,125,665千円

【資本的支出】

- 1 建設改良費（配水施設費）
 - 水道局本庁舎解体設計費……………5,700千円
- 2 建設改良費（営業設備費）
 - 執務室移転経費……………7,633千円

補正前の額	補正額	計
4,098,301千円	13,333千円	4,111,634千円

令和元年第4回徳島市議会定例会

(条例議案の概要説明)

① 徳島市表彰条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 議員礼遇の停止に係る規定の削除

成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化が図られたことに伴い、後見開始の審判を受けたときに議員礼遇を停止する規定を削除する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

② 徳島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を定めるについて

1 会計年度任用職員に関する規定の追加等

地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い、次の条例において、会計年度任用職員に関する規定を追加する等、所要の改正をする。

(1) 徳島市職員の給与に関する条例

(2) 徳島市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例

(3) 徳島市職員の勤務時間に関する条例

(4) 職員の休日及び休暇に関する条例

(5) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(6) 職員の退職手当に関する条例

(7) 職員旅費支給条例

(8) 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例

(9) 職員の特殊勤務手当に関する条例

(10) 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(11) 職員の育児休業等に関する条例

(12) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(13) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

(14) 徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

2 条項の整備

地方公務員法の改正により、成年被後見人に関する規定が削られたこと等に伴い、

次の条例において引用する同法の条項を整備する。

- (1) 徳島市職員の給与に関する条例
- (2) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (3) 職員の退職手当に関する条例
- (4) 職員旅費支給条例
- (5) 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例

3 施行期日

前記1は令和2年4月1日から、前記2は令和元年12月14日から施行する。

③ 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例を定めるについて

地方公務員法の改正により、新たに会計年度任用職員に関する規定が整備されることに伴い、本市における会計年度任用職員の給与その他の給付に関する事項を定める。

1 給与その他の給付

会計年度任用職員の給与その他の給付は、給料（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）、通勤手当（パートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する費用弁償をいう。以下同じ。）、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び高等学校教員特別手当（いずれもパートタイム会計年度任用職員にあっては、これに相当する報酬をいう。以下同じ。）並びに期末手当とする。

2 給料

- (1) 会計年度任用職員の給料月額、徳島市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）に掲げる行政職給料表、教育職給料表及び医療職給料表（以下「各給料表」という。）によるものとする。
- (2) 会計年度任用職員に対する各給料表の適用範囲は、規則で定める。
- (3) 会計年度任用職員の各給料表に定める職務の級は、初任給の基準における最も下位の職務の級とする。この場合において、当該職種について初任給の基準が定められていないときの職務の級は、規則で定める。
- (4) 会計年度任用職員となった者の号給の決定の基準は、規則で定める。
- (5) パートタイム会計年度任用職員の給料月額は、その者に適用される給料月額に、その者の1週間当たりの勤務時間数を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た

額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員に対する給料は、日額又は時間額で定めることができる。

- (6) 会計年度任用職員に対する給料の支給については、給与条例の例による。ただし、日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する給料の支給については、規則で定める。

3 通勤手当

会計年度任用職員に対する通勤手当の支給については、給与条例の例による。この場合において、通勤手当の支給の単位となる期間は1箇月とする。ただし、日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員に対する通勤手当の額については、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める。

4 地域手当

会計年度任用職員には、給与条例の例により、地域手当を支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員のうち、勤務の形態等を考慮して任命権者が定める者には支給しない。

5 特殊勤務手当

会計年度任用職員に対する特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に条例で定める。

6 給与の減額

会計年度任用職員が勤務しないときは、特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

7 時間外勤務手当及び高等学校教員特別手当

会計年度任用職員には、給与条例の例により、時間外勤務手当及び高等学校教員特別手当を支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員については、再任用短時間勤務職員の例によるものとする。

8 休日勤務手当及び夜間勤務手当

会計年度任用職員には、給与条例の例により、休日勤務手当及び夜間勤務手当を支給する。

9 勤務1時間当たりの給与額

会計年度任用職員について、勤務1時間当たりの給与額に係る算出の規定を整備する。

10 期末手当

- (1) 期末手当は、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職し、それぞれの日において1会計年度内における任期が6月以上ある会計年度任用職員（規則で定める者を除く。）に支給する。
- (2) 会計年度任用職員に対する期末手当の支給については、給与条例の例による。この場合において、日額又は時間額で給料を定めるパートタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額は、月額に換算して計算する。

11 特に必要と認める会計年度任用職員の給与その他の給付

職務の性質上前記1から10までの規定によりがたい職として任命権者が特に必要と認める会計年度任用職員の給与その他の給付については、給与条例の適用を受ける職員との権衡、職務の特殊性等を考慮し、任命権者が定める。

12 休職者の給与その他の給付

刑事事件に関し起訴されたこと等により休職にされた会計年度任用職員には、法律又は他の条例に別段の定めがない限り、いかなる給与その他の給付も支給しない。

13 給与からの控除

徳島県市町村職員共済組合に係る貯金の積立金等は、給与を支給する際、当該会計年度任用職員に係る給与からその相当額を控除することができる。

14 給与その他の給付の口座振替

給与その他の給付は、会計年度任用職員から申出があった場合には、口座振替の方法により支給することができる。

15 規則への委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

16 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

④ 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 旧氏の登録

住民基本台帳法施行令の改正により、住民票に旧氏を記載することができることとされたことに伴い、住民票に旧氏が記載されている場合にあつては、当該旧氏で表された印鑑を登録することができることとする。

2 自動交付機の廃止

自動交付機の廃止に伴い、自動交付機による印鑑登録証明書の交付に関する規定を削る。

3 施行期日

前記1は令和元年11月5日から、前記2は令和元年10月1日から施行する。

⑤ 徳島市保育の必要性の認定等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

子ども・子育て支援法等の改正により、子育てのための施設等利用給付が新設されることに伴い、次のとおり改正する。

1 用語の整備等

(1) 条例中の「支給認定」の用語を「教育・保育給付認定」に改める。

(2) 子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、本条例で引用する同令の条項を整備する。

2 罰則

保護者等が、正当な理由なしに市が子育てのための施設等利用給付に関して求めた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合等に10万円以下の過料を科する。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

⑥ 徳島市特定教育・保育施設の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 用語の整備

子ども・子育て支援法の改正に伴い、条例中の「支給認定」の用語を「教育・保育給付認定」に改める。

2 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

⑦ 徳島市立保育所条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

子ども・子育て支援法施行規則の改正に伴い、本条例で引用する同令の条項を整備

する。

2 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

⑧ 徳島市立認定こども園条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 認定こども園の新設

徳島市立保育所第2期再編計画及び徳島市立幼稚園再編計画に基づき、徳島市立方上保育所、徳島市立大松保育所及び徳島市立大松幼稚園を統合し、新たに次の認定こども園を設置する。

名 称	位 置	定 員
徳島市立勝占認定こども園	徳島市勝占町中須155番地の2	120人

2 関係条例の改正

(1) 徳島市立保育所条例を改正し、徳島市立方上保育所及び徳島市立大松保育所を廃止する。

(2) 徳島市立幼稚園条例を改正し、徳島市立大松幼稚園を廃止する。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

⑨ 徳島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 罰則

子ども・子育て支援法の改正に伴い、子ども・子育て支援を行う者が、正当な理由なしに市が子育てのための施設等利用給付に関して求めた報告をしなかった場合等に10万円以下の過料を科する。

2 引用府令の題名の改正

内閣府令（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）の改正に伴い、本条例において引用する同令の題名を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

⑩ 徳島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 条項の整備

災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、本条例において引用する同法等の条項を整備する。

2 施行期日

公布の日から施行する。

⑪ 徳島市水道事業条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 手数料の新設

水道法の改正により、指定給水装置工事事業者の指定について、5年ごとに更新を受けなければならないとされたことに伴い、指定給水装置工事事業者の指定の更新に係る手数料を1万円とする。

2 条項の整備

水道法施行令の改正に伴い、本条例において引用する同令の条項を整備する。

3 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

⑫ 消防事務手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 審査手数料の改正

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査に係る手数料を次のとおり改正する。

区 分	手数料の額	
	改正案	現 行
危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの	1,590,000円	1,580,000円
危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの	1,950,000円	1,940,000円

危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの	2,270,000円	2,260,000円
--	------------	------------

2 施行期日

令和元年10月1日から施行する。

⑬ 徳島市消防団員の定数，任用，給与，分限及び懲戒，服務等に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 消防団員の欠格条項の改正

成年被後見人等の権利の制限に係る措置について適正化が図られたことに伴い，消防団員の欠格条項から「成年被後見人又は被保佐人」を削る。

2 施行期日

公布の日から施行する。